

## 財務諸表に対する注記

1．継続事業の前提に関する注記

該当なし。

2．重要な会計方針

(1) 会計方針

「公益法人会計基準」(平成20年4月11日 平成21年10月16日改正  
内閣府公益認定等委員会)を採用している。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当なし。

(4) 固定資産の減価償却の方法

該当なし。

(5) 引当金の計上基準

該当なし。

(6) 消費税等の会計処理

消費税の会計処理は、税込み方式によっている。

3．会計方針の変更

該当なし。

4．基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

該当なし。

5．担保に供している資産

該当なし。

6．固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし。

- 7 . 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高  
該当なし。
- 8 . 保証債務等の偶発債務  
該当なし。
- 9 . 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益  
該当なし。
- 1 0 . 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高  
該当なし。
- 1 1 . 基金及び代替基金の増減額及びその残高  
該当なし。
- 1 2 . 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳  
該当なし。
- 1 3 . 関連当事者との取引の内容  
該当なし。
- 1 4 . 重要な後発事象  
該当なし。
- 1 5 . その他  
特になし。

以上